

国土交通省 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

行動計画の目的

政府行動計画に基づき、今後、国土交通省が行うべき対応等の概要をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等が発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資することとする。

行動計画の改定の必要性

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等が令和6年夏に改定されたことを受け、所要の改定を行うこととする。

改定のポイント

- 政府行動計画の改定を受け、発生段階を5段階（未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期）から3段階に（準備期・初動期・対応期）に再整理
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験により得られた知見等に基づく対応を追記。
（具体例）
 - ・クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合の対応
 - ・公共交通機関に対する減便等の要請
 - ・省内・事業者におけるオンライン会議の活用やテレワークの実施等の感染対策 等

主な対策の概要

※赤色は、改定又は新規追加した事項

発生段階	準備期	初動期	対応期
各段階の定義	新型インフルエンザ等の発生前の段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの段階	基本的対処方針が実行されて以降、封じ込めを念頭に対応する時期や、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期を経て、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの段階
実施体制	・国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部や幹事会を設置・開催。 ・統括庁の訓練への参加等による担当者の対応能力の向上。 ・国土交通省業務継続計画(BCP)の見直しを実施。 ・職員に対するワクチン接種体制を構築。	・国土交通省新型インフルエンザ等推進対策本部や幹事会を設置・開催し、政府の方針を踏まえた国土交通省の対策の方針について協議。 ・あらかじめ指定した幹部職員を統括庁と兼務させることにより、統括庁との連携体制を確保。 ・職員の健康管理の徹底や、オンライン会議の活用、テレワークの推進等感染拡大防止に必要な対策の準備を実施。 ・職員の海外出張の自粛要請や海外に滞在する職員への注意喚起等を実施。	・引き続き、国土交通省新型インフルエンザ等推進対策本部により対策を推進。その際、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。 ・職員の健康管理の徹底や職場における感染防止対策の徹底。 ・国土交通省業務継続計画に基づく業務の実施。 ・職員に対する特定接種の実施。
情報提供・共有、リスクミ	新型インフルエンザ等に関する情報提供等に努める。 その際、①偏見・差別等に関する啓発、②偽・御情報に関する啓発、③（特に訪日外国人旅行者に対する）多言語による情報提供等、④リスクコミュニケーションの実施といった点に留意。	引き続き、準備期における方法等により、その時点で把握している科学的知見等に基づいた正確な情報を迅速かつ一体的に提供。	初動期における方法等を継続。
水際対策	・関係事業者等に政府行動計画等を周知。 ・新型インフルエンザ等の発生に備え、検疫の強化等水際対策の実施に係る体制整備を実施。 ・水際対策に係るマスク等資器材の整備。 ・感染したおそれのある者を停留するための宿泊施設の確保へ協力。	・関係事業者等や海外旅行者等への注意喚起を実施。 ・帰国者等に健康状態等に関する質問票を配布。 ・有症状者に対する搭乗拒否等を実施。 ・検疫を実施する港及び空港の動線の確保等を実施。 ・検疫集約化に係る厚労省の協議に対応。 ・航空事業者等へ運航制限に係る政府決定の伝達等を実施。 ・在外邦人の帰国支援のため、航空会社への増便依頼等を実施。 ・クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合、船舶内の情報収集や受入港の検討等を実施。 ・帰国者を停留するための宿泊施設の確保に努める。	初動期における対策を継続。 その際、国内の医療提供体制や海外での変異株の発生状況等に応じ臨機に対策の強度を切り替える。
まん延防止	・事業者等に政府行動計画等を周知。 ・公共交通機関の運行に係る調査研究の結果を引き続き指定公共機関に周知。	・運送関係事業者等に対し、感染拡大時に業務計画又は業務継続計画に基づく対応が図られるよう体制整備を要請。	・公共交通機関に対し、利用者がマスクの着用等の感染対策を講じるよう広報を要請。 ・所管事業者に対し、職場における感染対策等の実施を要請。 ・必要に応じて、公共交通機関に対し減便等をするよう要請。 ・【まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言時の措置】 ・運送関係事業者等に対し、輸送力確保等を要請。 ・不特定多数の人が集まる大規模集会等を中止・延期。
国民生活・国民経済の安定の確保	・所管事業者に対して事業継続計画(BCP)策定を支援するとともに、オンライン会議の活用やテレワークの推進等人と人との接触機会を低減できる取組を要請された場合の準備を勧奨。 ・指定公共機関に対し、緊急物資の流通・運送のための体制整備を要請。 ・所管事業者に対し、マスクや食料品等の備蓄を行うことを勧奨。 ・登録事業者に対し、ワクチン接種体制の構築を要請。	・指定公共機関等に対して事業継続の準備を要請。 ・所管事業者に対し、職場での感染対策の準備を要請。	・所管事業者に対し、職場での感染対策の実施を要請。 ・登録事業者の接種対象者に対し、本人の同意を得て特定接種を実施。 ・【緊急事態宣言時の措置】 ・指定公共機関や登録事業者に対して事業継続を要請。 ・指定公共機関である運送事業者に対し、緊急物資の輸送を要請・指示。